

野田村農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 募集人員 4人

2 業 務

農業委員会が定めた担当地区において、農業委員と連携し、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約、遊休農地対策など）に関する現場活動を行います。

また、農地利用最適化推進委員は、その担当する地区内における農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会総会等に出席して意見を述べることができます。

3 任 期 令和8年11月27日から令和11年11月26日（3年間）

4 身 分 野田村の特別職の非常勤職員

5 報 酬 180,000円（年額）

6 推薦及び応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

※ 以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 村外に住所を有する者（特別な事情がある場合を除く）

7 募集期間 令和8年6月22日（月）から令和8年7月22日（水）まで

8 推薦及び応募方法

- (1) 推薦を受ける場合（個人・団体） → 農地利用最適化推進委員候補者推薦書
（様式第1号）
- (2) 自ら応募する場合 → 農地利用最適化推進委員応募書
（様式第2号）

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することは可能ですが、兼務することはできません。所定の用紙は、野田村農業委員会に備え付けるほか、野田村のホームページからダウンロードできます。

※自署の場合は押印不要。自署以外の押印は、認印で可（シャチハタは不可）

9 受 付

- (1) 期間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月22日（水） ※土日祝日を除く
- (2) 時間：午前8時30分から午後5時 ※正午から午後1時を除く

10 提出方法

- (1) 持参の場合
所定の用紙に必要事項を記入し、野田村農業委員会（産業振興課）に直接提出してください。
- (2) 郵送の場合
所定の用紙に必要事項を記入し、野田村農業委員会に郵送してください。
令和8年7月22日（水）までの消印が有効となります。
住所：〒028-8201 野田村大字野田 20-14

11 公 表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律施行規則に基づき、令和8年7月上旬に中間報告、令和8年7月下旬に最終報告を野田村ホームページ上に掲載します。
公表内容については、「推薦書」又は「応募書」に記載された住所、生年月日及び電話番号を除いた事項となります。

12 委員候補者の選考

農業委員会において、提出された書類をもとに推薦を受ける者及び応募者の審査等を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱します（必要に応じ面接を行うことがあります）。

○詳しくは野田村農業委員会（TEL78-2926）までお問い合わせください。